平成22年度

第38期 知的財産権研修 本科コース

～信頼と実績の37年～

企業実務における知的財産のスペシャリストへ

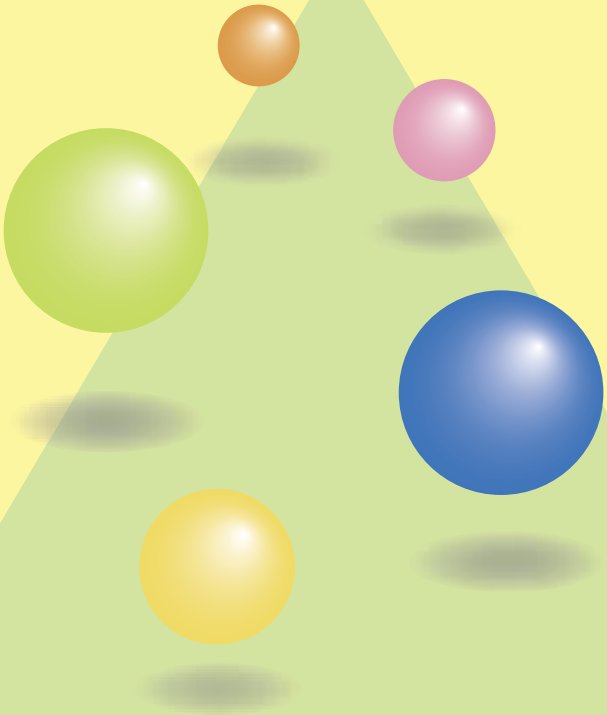

社団法人 発明協会
知的財産研究センター

特　長

企業の知的財産人材育成のための専門教育

研修生は企業の知的財産部門管理者・担当者を始め研究者等多岐に亘り、実務経験を踏まえ焦点を絞った研修を実施しています。

長期・集中的な一貫した研修プログラム

約8ヶ月に亘り、原則週2日の長期・集中的な研修を一貫したプログラムで実施します。第1課程が法律・条約、第2課程が特許管理・実施契約、第3課程が特許訴訟・侵害訴訟と、企業の知的財産戦略、管理のために必要な全ての分野を幅広くカバーします。

大学教授、企業・実務家、法曹実務家・裁判官・弁護士、弁理士によるバランスの取れた講師陣

知的財産権法だけでなく関連する法律を専門とする大学教授、日本を代表する企業の知的財産部門の実務家、また、現職裁判官を始めとする法曹実務家が、それぞれの専門分野を講義します。

少人数制(定員50名)による教育

定員50名の少人数制のため、活発な質疑応答による参加型の教育を実施できます。主要科目には、試験やレポートが課され、講師による添削後返却されます。

修了認定の実施

試験およびレポートの評価と、出席率を総合的に勘案した研修効果確認後、修了認定を実施します。これにより、研修効果の客観的な評価が可能になり、受講者の励みとなります。

知財専門家である研修生同士の交流

第1課程では研修生同士の親睦を深めることを目的に、研修途中に親睦会を開催しており、バラエティに富んだ業界の、多種多様な経験を積んだ研修生との情報交換や交流を図ることが出来ます。

事例研究におけるグループ発表

事例研究として特許権侵害訴訟等を研修生自身が裁判官・原告・被告の立場に立ちながら、グループ発表を行っていただきます。企業の知財分野で活躍される研修生同士のグループ内での討議により、事件内容についての理解を深めることが出来ます。

「日本弁理士会会員の皆様へ」

社団法人発明協会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請予定です。この研修の第１、第２または第３課程を受講し、所定の申請をすると、それぞれ１１５．５、９３．５および８８単位が認められる予定です。（ただし、１研修期間内で認められる外部機関研修は３０単位が上限となります。詳細はお問い合わせください。）なお、各課程それぞれ２１、１７および１６日間すべてに出席しないと外部機関研修としての単位は付与されないのでご注意下さい。

開催要項

名　　称　第３８期知的財産権研修（本科コース）
第１課程（法律・条約）
第２課程（特許管理・実施契約）
第３課程（特許訴訟・侵害訴訟）

申込方法　当協会ホームページ（http://www.jiii.or.jp/）より申込用紙をダウンロードのうえ、必要事項をご記入いただき、E-mailまたは郵送にてお申し込み下さい。
全課程を受講していただくことが基本ですが、各課程ごとに受講することもできます。受付に際しては原則、全課程受講の方が優先されます。

定　　員　各課程ごと５０名まで

研修期間　（予定）
第１課程　平成22年　5月10日（月）～　7月14日（水）　２１日間
第２課程　平成22年　8月17日（火）～10月12日（火）　１７日間
第３課程　平成22年10月26日（火）～12月15日（水）　１６日間

講 義 日　原則週２日

講義時間　午前９時３０分～午後４時３０分（１日６時間、途中休憩あり）

受 講 料　（それぞれテキスト代、消費税込）
全課程　（会員）449,000円、（一般）482,000円
各課程　第１課程　（会員）218,000円、（一般）235,000円
第２課程　（会員）176,000円、（一般）193,000円
第３課程　（会員）168,000円、（一般）184,000円

修了認定　全課程および各課程修了者（研修効果確認のうえ、研修を修了したと認められた者）には、「修了証書」および「課程修了証書」を交付します。

研修場所　(社)発明協会「研修ルーム」（東京都港区虎ノ門２－９－１４　発明会館７階）

特　　典　全課程受講者には、当センターが開催する知的財産権講座を無料で受講できる「特別聴講券」を３講座分（各課程受講者は１講座分）進呈します。
当協会発行の書籍を割引販売いたします。

※前掲の講師陣および日程等は、カリキュラム編成等の都合により、一部変更する場合があります。

お申し込みはホームページ（http://www.jiii.or.jp/）から!!

発明協会　研修　検索

※申込書をダウンロード後、必要事項をご記入のうえ、E-mailまたは郵送にてお申し込みください。

お問合せ先

社団法人　発明協会
知的財産研究センター　研修チーム
TEL：03-3502-5439　FAX：03-3506-8788
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-14（発明会館７階）

研修場所

○地下鉄
銀座線「虎ノ門」下車3番出口から徒歩7分
日比谷線／丸の内線／千代田線「霞ヶ関」下車A13出口から徒歩12分
日比谷線「神谷町」下車4番出口から徒歩8分

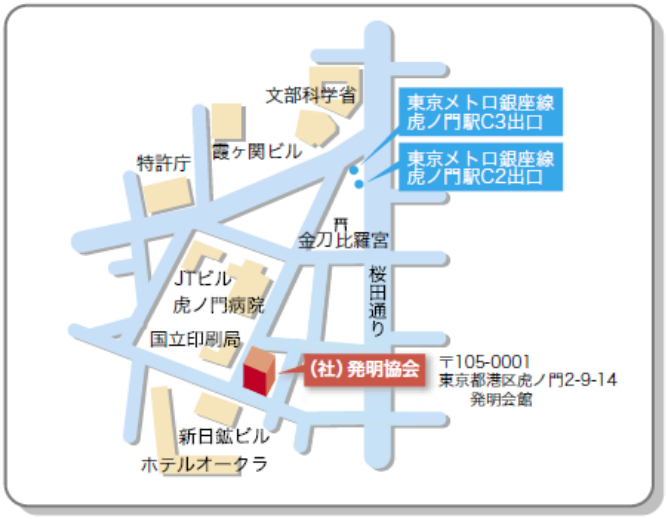

カリキュラム・講師一覧（平成22年度予定

第１課程／法律・条約

［21日間］

5/10（月）～7/14（水）

知的財産権法の研修にあたって、まず法律に対する考え方、解釈及び運用について研修し、さらには知的財産権制度を理解するために必要となる、民法・民事訴訟法・独占禁止法等の関係諸法について研修します。特に「知的財産権法」では、10日間にわたり特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、半導体集積回路法、種苗法等の知的財産権法全般について統一的な理解を深めるため、総論及び各論について詳細に、また比較法の視点からも研修します。

加えて、知的財産権の国際的保護の枠組みについて理解を深めるため、パリ条約・TRIPS協定・商標法条約・マドリッド協定議定書等について、その背景や基本的な思想及び実務面について研修します。

第２課程／特許管理・実施契約

［17日間］

8/17（火）～10/12（火）

企業の特許戦略―技術開発計画の策定、研究開発部門からの効率的な発掘、強い権利の取得、権利の売買、クロスライセンスを展開していくためには、効率的で創造的な特許管理が鍵となります。また、企業活動をグローバルに展開し、経済と商品のソフト化に対応していくためにも、企業の特許戦略を実現する特許出願・管理について、国際的視野から常に見直し続ける必要があります。

特許権等に関する実施契約は、特許法の他、民法、商法、独占禁止法等に関連をもち、極めて難解な業務であるため、その処理にあっては、綿密かつ周到な準備が必要とされます。また、外国企業との契約において、法体系、あるいは商慣習の違いから格別の知識を要します。

本課程では、学識・実務経験豊富な講師陣により、理論と実際の両面から、一部科目では演習形式で研修を行います。

第３課程／特許訴訟・侵害訴訟

［16日間］

10/26（火）～12/15（水）

本課程は、審決取消訴訟、無効審判制度及び特許権等の侵害訴訟について、基礎から事例研究までの理論と実際について研修します。

特許訴訟では、紛争当事者が特許権等の有効性を争う無効審判制度及び知的財産高等裁判所を第一審とする審決取消訴訟の仕組と理論について解説いたします。また、特許法上重要な発明の成立性、進歩性、同一性、先後願関係及び補正の範囲等について、審決取消訴訟での審決及び判決の事例研究を技術分野別に行います。

侵害訴訟は、特許権等に基づく差止請求権、損害賠償請求権、その他の請求権の存在について裁判所に判断を求める訴訟手段であり、その仕組と理論について、研修します。

特に実務上高度な知識を必要とする訴訟の際の攻撃と防禦の方法及び実務上の要件の中心的なテーマである技術的範囲等について、豊富な判例研究に基づき専門的かつ実務的角度より、グループ別の演習も含め研修を行います。

敬称略・順不同）<原則週2日　午前9:30～午後4:30>

（注）講師及び研修日時については、講師の都合等により変更することがあります。

科　　目	講　師	
	氏　名	肩　　書
法学概論	木棚　照一	早稲田大学　法学部・大学院　法務研究科　併任教授
知的財産権法総論・各論 （特許法・実用新案法・意匠法・商標法・著作権法など）	紋谷　暢男	成蹊大学法科大学院　教授
知的財産権と民法	牧野　利秋	弁　護　士（元 東京高裁部総括判事）
知的財産権と民事訴訟法	高林　　龍	早稲田大学　法学部・大学院法務研究科 教授
不正競争防止法	渋谷　達紀	早稲田大学　法学部　特任教授
知的財産権の国際的保護体系	大瀬戸豪志	甲南大学法科大学院　教授
知的財産権と独占禁止法	本間　忠良	元 公正取引委員会委員
知的財産権法（中間演習）	紋谷　暢男	成蹊大学法科大学院　教授

科　　目	講　師	
	氏　名	肩　　書
企業経営と知的財産管理	宗定　　勇	京都大学産官学連携センター　特任教授
企業における研究開発と特許管理	山田　和見	旭化成株式会社　知的財産顧問　金沢工業大学大学院客員教授
特許出願と審査実務	角田　芳末	弁　理　士
特許情報管理	西山　和博	株式会社日立技術情報サービス　特許情報部　部長
明細書作成の留意点	岩﨑　孝治	弁　理　士
中間手続き（意見書・補正）	佐伯　義文	弁　理　士
米国特許制度の概要	村田　真一	弁　護　士
米国特許出願の実務と管理	須田　洋之	弁　理　士
欧州特許・PCT出願の実務と管理	下道　晶久	弁　理　士
中国特許出願の実務と管理	郝　　慶芬	弁　理　士
商標管理と実務	久保　次三	専修大学法科大学院　教授
意匠管理と実務	青木　博通	弁　理　士
知的財産の活用	青山　高美	トヨタテクニカルディベロップメント株式会社　顧問
明細書作成演習（コンピュータ・ソフトウェア）	谷　　義一	弁　理　士
ライセンシング・ビジネス	橋本　正敬	元 東京都知的財産総合センター　所長
ライセンス契約と独占禁止法	本間　忠良	元 公正取引委員会委員
契約書の作成実務	石田　正泰	東京理科大学専門職大学院 教授
明細書作成演習（化学・材料）	山崎　一夫	弁　理　士
明細書作成演習（機械・電気）	岩﨑　孝治	弁　理　士

科　　目	講　師	
	氏　名	肩　　書
特許関係訴訟の基礎理論	牧野　利秋	弁　護　士（元 東京高等裁判所部総括判事）
知的財産権と行政訴訟	安念　潤司	中央大学 法科大学院　教授
代替的紛争解決手段（ＡＤＲ）	花水　征一	弁　護　士
特許権侵害訴訟の仕組と理論	牧野　利秋	弁　護　士（元 東京高等裁判所部総括判事）
審決取消訴訟の仕組と理論	清水　　節	東京地方裁判所部総括判事
裁判傍聴（予定）	知財高裁	（希望者のみ）
技術的範囲と利用関係	窪田英一郎	弁護士・弁理士
特許権侵害訴訟の攻撃と防禦	村田　真一	弁　護　士
損害賠償請求	古城　春実	弁　護　士
商標権侵害	松尾　和子	弁　護　士
意匠権侵害	牛木　理一	弁　理　士
事例研究〔特許審決と審決取消訴訟（化学）〕	結田　純次	弁　理　士（元 特許庁審査第一部長）
事例研究〔特許審決と審決取消訴訟（機械）〕	小林　茂雄	弁　理　士（元 特許庁審判部長）
事例研究〔特許審決と審決取消訴訟（電気）〕	谷　　義一	弁　理　士
事例研究〔特許権侵害訴訟（機・電）〕	小栗　昌平	弁　理　士（元 特許庁審判部長）
事例研究〔特許権侵害訴訟（化学）〕	谷口　光夫	弁　理　士
総括研修	紋谷　暢男	成蹊大学 法科大学院 教授

推薦のことば

「実践的な知財知識が身に付く！」

（技術系出身者からの推薦）

第３７期研修生
フタムラ化学株式会社
開発知財部
村山　晃一

技術系出身者が知財を学ぶにあたり、そもそも法律に関しての教育を受けたことが無いことに不安を感じる方も多いと思いますが(私もその一人でした)、本研修は法学の基礎的部分からしっかりと教育が受けられるようプログラムされています。さらに知財実務と関わるよう配慮されておりますので、実務背景を裏打ちする形となって、気づくと自然に法学のロジックが身についていくのを感じます(実際は予復習やレポートでしぼられる結果ですが)。
また、関係各界の第一線で活躍される方々が講師となり、直接に講義を受けることが出来るのは貴重な機会であり、様々な「生の意見」を伺えるのが本研修の最大の特長でしょう。
これにより単なる特許手続き手法の習得ではなく、知的財産権という広範な知識体系について学ぶ姿勢が身に付けられます。本研修の真の目的は、研修の終わりがスタートラインであると感じ、これからも知財を学んでいく姿勢と必要性を感じることかもしれません。

「知財の知識が定着！」

（若手知財担当者からの推薦）

第３７期研修生
日本軽金属株式会社
知的財産権部
杉田　純子

37期の全課程を受講しました。
講師陣は著名な方ばかりということもあり、講義内容は非常にわかりやすいものでした。知的財産権法を様々な角度から説明してくださるので、他の関連する法律との縦横の関係を理解することができ、今まで断片的だった一つ一つの知識がつながっていくのを実感することができました。また経験に基づくお話など興味深い貴重なお話をきくことができ知財の面白みが深まりました。
苦労した点は、科目ごとに出題されるレポート等の課題です。毎回レポートを仕上げるのに比較的長い時間がかかってしまいました。しかし、与えられた課題について自分で考えを纏めていくことで、曖昧だった部分がクリアーとなり、授業でよく理解できていなかったことをそのままにすることなく知識が自分のものとして定着していくことを実感することができました。
また、グループワーク等を通して他の受講生と交流があり、異業種の知財部門の方と知り合うことができ、とても貴重な経験となりました。

「知的財産権を基礎から、広く深く理解することができる！」

（研究部門からの異動者からの推薦）

第３７期研修生
味の素株式会社　医薬カンパニー
医薬ライセンス部知財戦略グループ
繁田　睦夫

知的財産権研修本科コースは、一般的な研修と異なり、約８カ月の長期にわたり、知的財産に関する講義を網羅的に教わります。講師陣は著名な先生が顔を揃え、まさに日本の知的財産権を築いてきた生き字引から、裏話を含めた興味深いお話を直接聞くことができます。また、講師には、裁判官、弁護士、弁理士といった知的財産の第一線で活躍している方も多く、講義の中では、理論だけに留まらず、普段の実務・経験に基づいた話もあり、明日からの実務に反映できる内容も数多くあります。
本科コースは、第１～第３課程から成っています。第１課程の「法律・条約」は、特許法等の知的財産権法の基礎となる民法をはじめとした法律の講義があり、法律からみた知的財産権法を体系的に学ぶことができます。この課程を経て、より実務的な講義である第２課程（特許管理；明細書作成・中間手続等、実施契約）及び第３課程（特許訴訟・侵害訴訟）へと順に展開していくことによって、知的財産権を基礎から、広く深く理解することができます。
講義は少人数で行うことから、講師との距離が近いことも本科コースの特長です。講義中の疑問点はその場で質問し、解決していくスタンスで進められるので、自然と積極的になります。また、グループ単位での事例研究等を通して、普段知り合うことのない様々な業種の研修生と知り合いになることもメリットです。
研究部門から異動して間もなかったことから、当初は、本科コースのカリキュラムに尻込みしたこともありました。しかし、ここから得られた知識と経験は、他の研修では得られないものであり、受講して良かったと実感しています。

[研修生派遣企業・機関（最近の主な派遣先）]

アイカ工業株式会社
株式会社　アマダ
味の素株式会社
アスビオファーマ株式会社
エス・オー・シー株式会社
株式会社　荏原総合研究所
オリンパス株式会社
オリンパスメディカルシステムズ株式会社
片倉チッカリン株式会社
京セラキンセキ株式会社
キリンホールディングス株式会社
金＆張法律事務所（大韓民国）
コーア株式会社
株式会社　サトー知識財産研究所
サンケン電気株式会社
シグマ国際特許事務所
新日本無線株式会社
昭和シェル石油株式会社
株式会社　スリーボンド
株式会社　タジマ
田島ルーフィング株式会社
大正製薬株式会社
大成化工株式会社
株式会社　第一興商
チノンテック株式会社
中央精機株式会社
東邦チタニウム株式会社
株式会社　ドワンゴ
なぎさ特許事務所
ニスカ株式会社
日清オイリオグループ株式会社
ニッポン高度紙工業株式会社
日本軽金属株式会社
日本ゼオン株式会社
日本パーカライジング株式会社
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
日鐵住金建材株式会社
日鐵住金溶接工業株式会社
原田工業株式会社
株式会社　ファンケル
富士通テン株式会社
フタムラ化学株式会社
三井金属鉱業株式会社
三菱重工株式会社
三菱レイヨン株式会社
メルク株式会社
森・濱田松本法律事務所
株式会社　リケン
リンテック株式会社
ローレル精機株式会社
独立行政法人　国立印刷局
独立行政法人　農業生物資源研究所